

周地福第 8 5 4 号
令和 6 年 9 月 4 日

各地域包括支援センター 御中

周南市地域福祉課

令和 6 年台風第 10 号による介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬サービスの日割り計算について

今般の被災等により休業などの措置を講じた場合の介護予防・日常生活支援総合事業の報酬請求は以下の取扱いとしてください。

1 休業のため、計画したサービスが提供できなかった場合

被災等により事業所が休業し、利用者に対して介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求する。

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

3 休業期間があるが、振替を行い休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けてサービス提供を実施できなかった分について、利用日の振替等による対応により適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

4 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者の都合によりキャンセルとなった場合は、通常通り月額請求ができる。

5 適用

令和 6 年台風第 10 号への対応分

なお、本取扱いは、令和 6 年 8 月 28 日付厚生労働省老健局発「令和 6 年台風第 10 号による災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について」 1（10）に準拠しているため、ご参照ください。

周南市役所 地域福祉課 包括ケア・地域保健担当 電話 0834-22-8462
